題田まちづくり協議会規約

頴田の「まちづくり」は、各自治会づくりの総体を言い、「まちづくり協議会」は、自治会を主体として、行政、各種団体等と連携しながら、自治会づくりに係る全体的な取組を行う。これらにおいて、以下の規約を定める。

(目的)

- 第1条 この協議会は、住民自治と生涯学習を柱として、心豊かで、住みよい、 暮らしやすい地域を目指す「頴田のまちづくり」を推進することを目的とする。 (名称および事務局)
- 第2条 この協議会は、頴田まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称し、 事務局を飯塚市頴田交流センター内に置く。

(事業)

- 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - (1) 住民のための自治会づくりの発展・向上に関する事業
 - (2) 生涯学習の推進に関する事業
 - ア協働のまちづくりに関すること。
 - イ 「子どもを豊かに育てる」等の自治会共通の課題に関すること。
 - ウー人権啓発活動の推進に関すること。
 - エ 障がい者や高齢者等の要援護者に関すること。
 - オ 健康づくりに関すること。
 - カ 教育、青少年健全育成に関すること。
 - キ 環境保全及び美化活動に関すること。
 - ク 防災、防犯、防火、交通安全に関すること。
 - ケ 文化活動及び地域振興に関すること。
 - (3) 別に定めるまちづくりシステムの推進
 - (4) 情報を共有するための広報等の発行
 - (5) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、頴田地区の各自治会を代表する自治会長及びこの会の趣旨に賛同する各種団体(以下「各種協賛団体」という。)の代表者(以下「会員」とい

う。)をもって組織する。

(役員等)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2)副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 幹 事 若干名
- (6) 会 計 1名
- 2 協議会に、監査員2名を置く。
- 3 協議会に、顧問を置くことができる。
- 4 協議会の役員等に、「別表」に定める額のとおり、幹事会の承認を得て手当を出すことができる。

(役員等の選出)

- 第6条 前条の役員の選出については、次のとおりとする。
 - (1)会長は、自治会長会の会長をもってあてる。
 - (2) 副会長は、幹事より互選する。
 - (3) 事務局長及び事務局次長は、次条第2項に定めるところによる。
 - (4) 幹事は、次の者をもってあてる。
 - ア 自治会長会の役員(会長を除く。)
 - イ 各種協賛団体の代表者
 - ウ 第9条に定める選考委員会が選考した者
 - (5) 会計は、幹事より互選する。
- 2 監査員は、総会において会員の中から選出する。監査員は、役員を兼ねること はできない。
- 3 顧問は、会長が幹事会の同意を得て委嘱し、総会に報告する。
- 4 役員等の任期は2年とし、再任を妨げない。

(事務局長等)

第7条 協議会は、協議会の運営に係る事務を処理させるため、事務局に、事務局 長、事務局次長及び事務局員を置く。 2 事務局長、事務局次長及び事務局員の選任は、頴田地区に在住(予定を含む。) する者、頴田地区に勤務する市職員又は頴田地区の各種協賛団体に所属する者の うちから、会長が幹事会の同意を得て選任し、総会に報告する。

(役員等の任務)

- 第8条 役員の任務は次のとおりとする。
 - (1) 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職を代理する。
 - (3) 事務局長は、協議会の事務を統括する。
 - (4) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代理する。
 - (5) 幹事は、協議会の会務を行う。
 - (6) 会計は、協議会の会計事務を行う。
- 2 監査員は、協議会の業務及び会計事務を監査する。
- 3 顧問は、会長の求めに応じて、第1条の目的達成に寄与する。 (選考委員会の設置)
- 第9条 協議会は、幹事について広く人材を求めるため、選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、委員5名で構成し、別に定める選考基準により、幹事を選考する。
- 3 委員は、役員より2名、自治会長又は各種協賛団体の代表者より3名(役員等を除く。)を、総会において選出する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 委員会に、委員の互選による委員長1名、副委員長1名を置く。
- 6 委員長及び副委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 7 委員会は、委員長が必要に応じて開催し、議長となる。 (会議)
- 第10条 協議会は、次の基幹会議を行う。
 - (1) 総会
 - (2) 幹事会
- 2 会議開催については、定例会のほか必要に応じ会長が招集する。
- 3 会議は過半数の出席で成立し、出席者の3分の2の賛成で決議する。

- 4 総会の議長は出席者の中から選出し、幹事会の議長は会長がなる。 (総会)
- 第11条 総会は、全会員で構成し、協議会の最高決議機関とする。
- 2 附議事項は次のとおりとする。
 - (1) まちづくり計画
 - (2) 事業及び決算報告並びに監査報告
 - (3) 事業計画及び予算
 - (4) 規約の制定及び改廃
 - (5)役員等の選任報告
 - (6) 監査員の選出
 - (7) 選考委員の選出
 - (8) まちづくりシステムに係る重要事項
 - (9) その他重要事項

(幹事会)

- 第12条 幹事会は、役員で構成し、総会に次ぐ決議機関であり、協議会の執行機 関とする。
- 2 附議事項は、次のとおりとする。
 - (1)総会に上程すべき事項
 - (2) まちづくり計画に関する事項
 - (3) 事業計画に関する事項
 - (4)総会より依頼された事項
 - (5) 役員の互選及び役員等の同意
 - (6) 規程等の制定及び改廃
 - (7) まちづくりシステムに係る事項
 - (8) その他必要事項

(専門的協議機関の設置)

第13条 協議会は、第3条に掲げる事業について専門的な協議及び検討を行うため、必要に応じて専門的協議機関を置くことができる。

(経費)

第14条 協議会の経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日におわる。 (規約の改正)
- 第15条 この規約を改正するときは、総会において会員の3分の2の同意を要する。

(その他)

第16条 この規約の施行に関し必要な事項は、幹事会が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成8年9月1日から施行する。
- 2 平成8年度にかぎり、第14条第2項に定める会計年度は、平成8年9月1日 から平成9年3月31日までとする。

附則

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成18年6月19日から施行する。

附則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成24年6月21日から施行する。

附則

この規約は、平成25年6月20日から施行する。

附則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成26年5月21日から施行する。

附則

- この規約は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この規約は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この規約は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

役員の手当 年額5,000円とする。